

【イタリア】不法移民への対処及び外国人労働者の入国に係る措置

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2023年3月、滞在許可事由の厳格化や罰則の引上げ等により不法移民対策を強化する一方、就労目的で正規に入国する外国人に関する規定を見直す緊急法律命令が制定された。

1 制定の経緯等

2023年2月26日、イタリア南部カラブリア州カットロ沖で移民を乗せた船が難破し、94人が死亡する事故が発生した¹。この事故を直接の契機として、2023年3月10日緊急法律命令第20号「外国人労働者の合法的な入国並びに不法移民に対する予防及び対処に関する緊急規定」（以下「20号命令」）²が制定された。緊急法律命令とは、緊急の必要がある非常の場合に政府が自らの責任において制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会により法律に転換されなければ失効する。20号命令は当初、全12か条から成り、2023年3月11日から施行された。その後、同年5月に一部の修正（条の追加を含む。）とともに法律に転換された。転換後は、全25か条から成る。20号命令は、不法移民に対処する手段を強化すると同時に、一定の能力を有する外国人が合法的なルートで入国するための手続を簡素化することを目的としている³。

2 20号命令の主な規定

(1) 滞在許可事由の厳格化等

従来、1998年7月25日立法命令第286号「移民の規律及び外国人の地位に係る規範に関する規定の統一法」（以下「286号命令」）⁴は、私生活及び家族生活の尊重を受ける権利の侵害をもたらすと信じるに足る十分な根拠がある場合、外国人の入国拒否又は国外退去を禁じる旨を規定していた（第19条第1.1項）。これに対して、20号命令は、当該規定を廃止した（第7条。以下、括弧内の条名は、原則として20号命令のもの）⁵。さらに、国会での同条修正により、286号命令の関係規定を次のとおり改めた。①「重篤な心身の（psicofisiche）状態又は重篤な病状に由来する」場合の国外退去禁止を、「出身国で適切に治療できない、特に重篤な病状に由来する健康状態」の場合に限定し、治療のために発行された滞在許可を労働許可に変更することを不可とした。②災害のために帰国できない外国人を対象とした滞在許可の要件を、単

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。

¹ “Naufragio Cutro, Procura di Crotone dispone perquisizioni,” ANSA, 1 giugno 2023. <https://www.ansa.it/calabria/notizie/2023/06/01/naufragio-cutro-procura-di-crotone-dispone-perquisizioni_103ec8ac-720b-4876-bd40-f2bea2d5c6a4.html>

² D.L. 10 marzo 2023, n.20, Disposizioni urgenti in materia di flussi di ingresso legale dei lavoratori stranieri e di prevenzione e contrasto all’immigrazione irregolare. 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

³ Resoconto stenografico dell’Assemblea della Camera dei Deputati, Seduta n.95, XIX Legislatura, 2 maggio 2023, pp.3-4. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0095/stenografico.pdf>>

⁴ D.Lgs. 25 luglio 1998, n.286, Testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell’immigrazione e norme sulla condizione dello straniero. 286号命令は、制定後も改正が加えられ、移民政策の中心的な立法となっている。なお、立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。

⁵ 廃止の理由として、メローニ（Giorgia Meloni）首相は、当該規定が他の欧州諸国に比べて行き過ぎたものであると指摘した。“«L’eliminazione della protezione speciale è il mio obiettivo»,” *Corriere della Sera*, 16 aprile 2023.

なる「深刻な」災害ではなく「偶発的かつ例外的」な災害の状況にある国に限定した。当該滞在許可の更新についても6か月までという上限を設け、労働許可への変更を不可とした。その一方で、③刑法第558条の2に規定する「婚姻の強要又は誘導」（暴行又は脅迫による婚姻又は民事的結合の強要等を指す。）の被害者に、新たに滞在許可を発行できるようにした。

(2) 不法入国の幫（ほう）助に対する罰則強化

286号命令第12条を改め、不法入国の幫助に対する罰則を引き上げた。加重事由のない幫助の場合、懲役1～5年であった罰則が、同2～6年となる。あわせて、不法入国が人の生命若しくは安全を危険にさらすか、又は非人道的若しくは品位を傷つけるような方法で行われた場合であって、かつ、その意図しない結果として、2人以上の死者又は死者及び重傷者が各1人以上出たときは、幫助した者を20～30年の懲役に処する規定を新設した。（第8条）

(3) 外国人収容施設の建設促進

国外退去命令の執行を待つ外国人を収容するための施設（centri di permanenza per i rimpatri: CPR）の建設について、手続の迅速化を図るため、関係する法規定（公契約に関する規定等）の適用除外を認める。ただし、適用除外は2025年12月31日までの時限措置であり、刑法や組織犯罪対策法⁶の規定等については遵守しなければならない。（第10条）

(4) 入国者数決定に係る手続の見直し

従来、外国人労働者の受入れに関しては、286号命令第3条に基づき、①入国者数の決定に係る一般的な基準は3年ごとに大統領令で定め、②季節労働を含む従属労働及び自営労働のために滞在を認める外国人の人数の上限は、同基準に従い、首相令で毎年定めるものとされてきた。しかし、実際には、同条の例外規定に基づき、首相が毎年、前年に決定した数の範囲内で、入国者数を暫定的に定めるにとどまっていた⁷。

こうした状況を踏まえ、20号命令第1条は、2023年から2025年までの3年間に手続を改め、大統領令と首相令で定めるべき内容を統合して首相令に委ねた。統合後の首相令は、①全国レベルで最も代表的な労使団体との調整を経て、労働社会政策省が実施した労働市場のニーズ分析を考慮した上で、一般的な基準を定めるとともに、②労働を目的とした入国者数の年間上限を定める。首相令案の作成に当たり、首相府は、関係大臣、移民の社会的統合のための活動を行う団体（286号命令第42条第2項に基づき、所定の基準及び要件により登録されたもの）及び経済労働国民会議⁸の意見を聴取する⁹。その後、閣議決定された首相令案は、統合会議¹⁰及び国会の所管委員会の意見を取得した後に採択される。本稿執筆時点において、首相令案は、下院で憲法問題及び内務等を所管する第1常任委員会の審査中となっている¹¹。

⁶ D.Lgs. 6 settembre 2011, n.159, Codice delle leggi antimafia e delle misure di prevenzione, nonché nuove disposizioni in materia di documentazione antimafia, a norma degli articoli 1 e 2 della legge 13 agosto 2010, n. 136. 遵守が求められる規定としては、組織犯罪との関係が疑われる企業及び団体が公的資金にアクセスすることや行政機関と契約を締結することを防止するための規定等が挙げられる。

⁷ Servizio Studi - Dipartimento Istituzioni, Programmazione dei flussi d'ingresso legale in Italia dei lavoratori stranieri per il triennio 2023-2025, 31 luglio 2023. Camera dei deputati website <https://documenti.camera.it/leg19/dossier/testi/AC0154.htm?_1693709659408>

⁸ 経済労働国民会議は、各生産部門の代表者で構成された、両議院及び政府の諮問機関である。

⁹ 286号命令による大統領令等の制定手続と比較すると、意見を聴取すべき対象が限定されている一方で、労働市場のニーズ分析を考慮することが明示されている点が異なっている。

¹⁰ 統合会議は、国の関係大臣並びに州及び地方団体（基礎的自治体であるコムーネ等）の代表から構成され、国の活動に対する州等の協力を推進し、共通の課題について検討するために設置された機関である。

¹¹ “Atti del governo sottoposti a parere.” Camera dei deputati website <<https://www.camera.it/leg19/142>> 首相令案は、2023年7月19日に国会に提出された。